



鋸の販売広告（隣県の埼玉県小鹿野町の業者の出したもの。鋸の切れ味を保障する旨が記されている。）（年代不詳） 坂本計三家文書（文書番号1564）



大正2年略暦入り商店広告（年頭に配付したのであろうか、大黒像をあしらい出度い図柄となっている。）（彩色） 坂本計三家文書（文書番号1271）

大書館だより

第25号
平成7年7月

発行／群馬県立文書館
〒371-前橋市文京町三丁目三番六号
題字／岡庭征人書
印刷／朝日印刷工業株式会社
（03-3211-2111）

=紙面案内=

- 広告資料と庶民の暮らし
- 昭和の戦争の記録
- 明治期地理関係文書の概要
- 新聞覧及び新収蔵古文書
- 新収蔵行政文書及び新聞覧マイクロ複製絵図
- 古文書解説コーナー

広告資料と庶民の暮らし

平成六年度末に本館で目録刊行された、藤岡市高山の坂本計三家文書の中では、各種の広告資料が他の出版物とならんで数も多く、一つの特色をなしています。それらは、いわゆる「引き札」、「絵びら」といわれる各種の伝伝広告、商品の包装紙、紙袋、観光地等の各種の案内資料です。

これら広告資料から、様々な生活情報が、どのように伝播してきたのか、また、残された広告資料の時代的な特色は何か、商店などの情報発進側と情報受容側としての消費者との、日常的な関わり方はどうであったか、当時の商圈の範囲はどのくらいか、また、広告に合わせて紙面に盛られた各種の情報、例えば農事に関わつての旧暦（太陰暦）、列車時刻表の掲載はじめ、これら広告資料を作製配布した商店の屋号及び、店の取り扱い品目、住所、そして、古くはごく少數の店の所有に限られていた電話の番号等の情報から、当時の時代相の一端を窺うことができます。本館では、今秋の企画展でこれら「引き札」、「絵びら」に代表される広告資料を取り上げ展覧いただけます。

昭和の戦争の記録

行政文書課 吉江剛



展示した資料をはじめ、昭和の戦争にかかわる記録が文書館にも多数残されており、ここではそれらの資料について紹介します。

文書の中にも戦争の影響を知ることができるものがあります。

戦時中に農業では、不急不要部門の整理と食用作物・軍需用原料の生産増強が行われましたが、それにかかる資料として桑園整理転作奨励、甘藷・馬鈴薯・麻などの増殖奨励などについての文書があります。工業では戦時下の工場概況一般や鉱山の生産状況に関する文書、商業関係では商業組合整備要綱による商業組合の解散・設立などについての文書が残されています。

さらに、戦時下の教育状況を伝えるものとしては、知事や内政部長の事務引継書に、学務関係の記事として当時の教育の方針や学徒勤労動員、疎開児童の受け入れ状況などが記されています。そのほか青年学校の設廃や青少年義勇軍、満州建設勵労奉仕隊などこの時代を特徴づける社会教育関係の文書もあります。

このよきな行政文書のほかに、文書館に一般の方から寄贈・寄託されている文書の中にも昭和の戦争についての資料があります。

さくらの国(昭和13年1月号)

写真は、「さくらの国」という写真雑誌で、館に寄贈されている田村あい子家文書の一つです。製糸業関連資料の多い田村家文書ですが、戦時に発行された雑誌なども含まれているのは文書館だよ

り23号ですご紹介したとおりです。

この「さくらの国昭和十三年一月号」では軍國少年を題材にした写真コンクールを行い、二七八三枚の応募があり、力作が多く審査に苦労したことが後書きに記されています。写真を趣味とする人々を対象にした雑誌にも、戦争の影響がうかがわれます。また、空襲から身を守る防護室を持つ住宅を提案した住宅雑誌や華々しい軍人の武勇伝を描いた少年雑誌、教練の教科書や未召集兵教育のための手引き書なども田村家文書には残されています。

さくらの国(昭和13年1月号)

常設展「記録が語る戦争」のご案内

I 昭和の戦争と県民のくらし

5月16日(火)～7月9日(日)

II 戦時下の教育と学校生活

7月11日(火)～9月3日(日)

右の写真は館所蔵の県行政文書で、陸軍省人事局長から群馬県知事に宛てた昭和十一年六月二十五日付の通知です。軒の家から多数の兵役服務者を出した家

また、産業や日常生活にかかわる行政



常設展「記録が語る戦争」のご案内

I 昭和の戦争と県民のくらし

5月16日(火)～7月9日(日)

II 戰時下の教育と学校生活

7月11日(火)～9月3日(日)

明治期地理関係文書の概要

一件名カード利用にあたって

行政文書課堀口秀樹

当館が利用に提供している明治期の文書については、これまで学務、宗教、勧業、土木・河川、福祉・衛生の各関係文書の概要を紹介してきました。

今回、現在閲覧に提供している明治期行政文書の中から地理関係文書を紹介します。なお、分類ごとの簿冊数、件数は表のとおりです。

■地籍 官有地地籍一筆限帳、官有地一筆限地図、地籍台帳などの文書です。

官有地地籍一筆限帳は、各村にある官有地について地番、字名、地目、反別を調べたもので、郡ごとにまとめられています。官有地として、寺社の境内地、芝地、林などがあげられています。

官有地一筆限地図は、官有地の土地や地番を地図に表したもので、山田・新田・

明治期地理関係文書数

分類項目	簿冊数	件名数
地籍	70	569
官民有地区別	93	836
林生換界地他	29	1,068
誤更地用の	11	50
變地	33	591
變地	7	68
變地	4	52
變地	15	38
合計	262	3,272

佐位郡の一部の村についてのものが残っています。

地籍台帳は、各村の土地について地目の面積、筆数の集計が記載されています。

ほかに、上野国新田検地帳四冊、地券、上野国三郡地目表などがあります。

■官民有地区別

公有地原因取調書、山林雜種地官民有区別調書、官民有区別な

ど文書です。

農山村民の入会収益の対象であった山

林原野は明治六（一八七三）年の地所名

称別により公有地とされました。翌

七年には、調査・整理し官民有の区分を

する達が出されました。公有地原因取調

書は、公有地の官民有を区分し、その理

由を添えて提出させた調査書で、官民有

の区別のはつきりしない土地は未定地と

して提出されました。その大部分は官

有地に編入されました。

山林雜種地官民有区別調書は、山林と

雑種地（荒地や草原、沼、小さな川や池

など）について、官民有の区別をする調

査です。



明治期地理関係文書の一部

を他の地目に変更した場合の届け出です。官有林野である林場に馬道を造ったり、芝地を道路にしたり学校や役場を造る、水路を造る、といった官民有林野関係の変更や間違った地名の訂正などが主に書かれています。

■土地境界 この中には、明治13～21年西群馬郡松之沢村部分木地取締一件があります。これは榛名山麓の「中野林場騒動」事件の記録で、事件の起因、経過、その処理にわたって詳細に書かれています。ほかには、県界変更に関する書類や

栃木県ヨリ合併書、部分木台帳、北二十二区各区分簿などがあります。

■官用地 官用地書類留、官用地書類、土地水面官用地があります。これらは官府は官林管理のために明治九年官林調査査定条例を定め官林簿を作成しました。内容は樹木の種類と本数や境界、反別、地勢（地形）、地質、季候、運輸の仕方などです。

■その他 吾妻郡南木山入会絵図や、

甘樂郡芦平村地引絵図、勢多郡村団などの絵図、地理土木例規、地理雑件などの文書が残されています。

以上が当館に収蔵されている明治期の地理関係文書の概要です。

文書館では、平成6年6月から書庫

の増築工事を行っています。

工事期間中、来館者の方には、工事の騒音、階段の不使用などご迷惑をおかけしています。

9月下旬以降に完成の予定ですので、

それまでの間、皆様のご協力をお願い

いたします。

書庫増築工事のお知らせ

文書館では、平成6年6月から書庫

の増築工事を行っています。

工事期間中、来館者の方には、工事

の騒音、階段の不使用などご迷惑をお

かけしています。

9月下旬以降に完成の予定ですので、

それまでの間、皆様のご協力をお願い

いたします。

新たに閲覧できる 古文書

群馬郡東国分村の住谷家に伝存した数千点を数える文書のうち、江戸時代から明治時代初期の東国分村の村政文書を中心とする五六五点が新規閲覧になります。住谷家は東国分村で江戸時代は名主、明治時代初期は戸長などを勤めています。

高橋譲氏が収集した江戸時代から昭和期迄の古文書・絵図・典籍類です。群馬県に關係するものとしては、寛政八年の前橋堅町の「五人組改附寺社人別帳」や「上州草津温泉図」などがあります。他には鎌倉や江戸などの絵図・名所記、俳諧写本、複製印刷された中国の書画なども含まれています。点数は一九八点です。

（請求番号九三〇八）

◎藤岡市高山・坂本計三家文書

藤岡市高山（江戸時代は緑埜郡高山村）の坂本家に伝存した総数約一万五〇〇〇点余の文書群です。このうち今回新規閲覧になったのは、五九八四点です。文書の内容としては、江戸時代後期に高山村の年番名主を勤めていたため名主文書が二三四〇点あります。近代に入ると明治二二年まで高山村の戸長など村の役職に就いていたため戸長役場関係文書が一〇七〇点あり、同年、合併により美里里村となつて以降の役場関係文書が八九四点です。さらに、同家文書のうち庄倒的な部分を占める坂本家の私的文章書が二六八〇点あります。この内容は多種多様ですが、新聞・雑誌などの出版物、広告チラシ・商品包紙・正月用絵びらなど消費生活に関わるもの、神仏の護符・曆類、東京市の切符などの史料が多いのが特徴です。

（請求番号八二〇二）

◎群馬郡群馬町東国分・住谷修家文書

山田郡桐原村（現大間々町）の石原家に伝存した二九〇点の江戸時代から大正時代の文書です。江戸時代後期の村入用帳などの桐原村名主文書と「新題林和歌集」などの和歌・俳諧・狂歌関係の典籍

を含む私的文書からなる文書群です。

◎勢多郡北橘村箱田・根井幸江家文書（寄託）

江戸時代の勢多郡箱田村名主文書と明治時代初期の箱田村外四ヶ村戸長役場文書、及び劍術の法神流関係文書・神道修成派関係文書や多くの典籍類など江戸時代から昭和期迄の根井家私的文書からなる文書群です。点数は約一七〇〇点です。

◎前橋市池端町・齋藤羊太郎家文書（寄託）

追加として、「杜司由緒」や「家普請入用帳」など計五点です。

◎前橋市城東町・富澤彦作家文書（寄贈）

安政四年の「萬覚帳」一点です。

◎沼田市岡谷町・大嶋新平家文書（寄託）

江戸時代後期からの利根郡岡谷村名主文書と明治時代に副区長などを勤めた際の公的文書、及び明治時代の教科書類や日露戦争期の東京日々新聞などからなる文書群です。点数は約一二〇〇点です。

◎前橋市西大室町・根岸孝一家文書（寄託）

追加として、明治一四年「改正官員録」と「大日本早引細見絵図」の計二点です。

◎前橋市千代田町・閔口隆家文書（寄贈）

追加として、昭和一四年の前橋女子高の「文芸ノート」など計四点です。

◎東京都日野市・鈴木重義家文書（寄贈）

追加として、俳諧書抜帳一点です。



群馬郡東国分村絵図
(部分)住谷修家文書

ルムからの複製です。

◎佐波郡境町島村・島村蚕種文書

島村蚕種会社の經營文書九四点です。

◎利根郡片品村・永井順一家文書

紺周郎流養蚕伝習所入所願や永井流養蚕伝記など八六点です。

群馬県史収集複製 資料目録』第2集の刊行と複製資料の公開

文書館では、平成六年度の県史普及活用事業の一環として『群馬県史収集複製資料目録』第2集を刊行するとともに、本年六月から整理・仮製本等を終えた複製資料の閲覧利用を開始しました。

本目録第2集は、近世史部会収集資料（その2）として、県史編さん室の近世史部会が写真撮影で収集した県内市町村の各家に伝存する近世の地方文書を中心

に収録しています。

収録地域は、県東南部の伊勢崎市と佐波郡、太田市と新田郡、館林市と邑楽郡、県西南部の藤岡市と多野郡、富岡市と甘樂郡、安中市と碓氷郡の合計六市一九町五村です。収録総数は二万二五五点（五六二件、一七八一簿冊）になります。

これによつて近世史部会収集資料は、目録第1集と合わせれば、赤城山・榛名山以南の地域の資料三万五五三九点が閲覧できることになつたわけですので、地

域史等の学習や研究にご活用ください。

新たに収蔵された

行政文書

管理受任等 昨年度中に管理委託、引継、管理委託により県の各機関から受け入れた文書は、五、〇四三冊でした。受け入れ先は五五課で、うち八課は今回初めて

の移管でした。(詳細は表1のとおり)。新県庁舎建設を間近にひかえ、庁舎が取り壊しや事務所・文書庫の移動がはじまっています。文書の移管も、今後ますます大量になると予想されます。文書館では、現在新書庫を建築中です。今秋には完成し、受け入れ体制も整います。

新たに閲覧できる

マイクロ複製絵図

今年度からカラーマイクロフィルムで閲覧できる明治初期絵図は、次のとおりです。モノクロ複製はその場ででき、カラーレ複製もできます。
(田中 尚)

収集 昨年度の文書整理等において県の各機関が廃棄した文書資料の中から、文書館が歴史資料として認めて収集したものは、二、七六九冊でした。(詳細は表2のとおり)。(指導主事 田中 尚)

表1 平成6年度管理受任文書等室課別冊数

部局	室課名	永年文書	有期限書	計	畜産課	97	97
総務部	人事課	294		294	流通園芸課	26	26
	財政課	8		8	土地改良課	43	43
	行政管理課	21		21	山村整備課	10	10
	管財課	24		24	林務部長室	16	16
	学事文書課	170		170	林業經營課	12	12
	広報課	18		18	林産課	76	76
	税務課	12		12	治山課	7	7
	地方課	192		192	綠化推進課	29	29
	消防防災課	17		17	商工労働部商政課	136	136
	企画部長室	2		2	経営指導課	31	31
企画部	土地対策課	8	323	331	職業能力開発課	71	71
	交通政策課	2		2	土木部木部長室	15	15
	統計情報課	20		20	用地課	57	120
	県民生活部	25		25	道路建設課	76	76
	県民生活部長室	25		25	道路維持課	75	75
	社会福祉課	89		89	都市計画課	177	177
	高齢福祉課	8		8	都市施設課	119	119
	児童家庭課	2		2	下水道課	322	322
	国際課	10		10	技術管理課	17	17
	県民生活課	21		21	知事部局合計	4,090	443 4,533
衛生環境部	国民健康保険課	30		30	管理部福利課	21	21
	衛生環境部長室	15		15	学校教育部学校人事課	453	453
	医務課	177		177	スポーツ部文化財保護課	21	21
	生活衛生課	42		42	教育委員会事務局合計	495	495
	保健予防課	44		44	公立学校共済組合群馬支部	16	16
	健康長寿課	21		21	総計	4,600	443 5,043
	薬務課	23		23			
	環境政策課	1		1			
	環境保全課	39		39			
	自然環境課	26		26			
農政部	農政課	1,234		1,234			
	農業技術課	10		10			
	蚕糸課	73		73			

部局名	冊数
総務部	121
企画部	102
県民生活部	91
衛生環境部	106
農政部	190
林務部	45
商工労働部	100
土木部	287
地労委事務	1
議会図書室	1,545
教委事務局	181
合計	2,769

番号	地図名
検見耕地絵図	
351	利根郡戸鹿野新町村地内 絵図面
355	利根郡下久屋村
374	岡谷村絵図
376	奈良村
地券発行にかかる字引絵図	
290	新田郡岩瀬川村
292	下浜田村
294	邑楽郡細谷村
295	古戸村
298	山田郡上小林村
299	新田郡大島村
300	鶴生田村
301	鳥山村
302	長手村
303	山田郡安良岡村
304	若林村
305	新田郡新野村
307	成塙村舊絵図
308	西長岡村
309	菅塙村
310	北金井村
311	金井村
315	寺井村持添天良村
316	寺井村
317	山田郡龍舞村
318	龍舞村
319	龍舞村
320	沖之郷村
321	荒金村
322	茂木村

番号	地図名
324	山田郡植木野村地引図
325	矢場村之内本矢場
327	矢場村之内藤本
328	矢場村之内新宿
329	新田郡藤阿久村
330	山田郡下小林村
331	新田郡別所村
333	沖野村
336	中根村
338	山田郡市場村
339	東今泉村
340	三ツ堀村
341	矢田堀村
352	利根郡戸鹿野新町
354	沼須村
356	下久屋村
358	横塚村
360	下佐山村
361	上佐山村
367	上発知村
368	上発知村
372	発知新田
373	下発知村
379	秋塚村
380	下沼田村
382	白岩村
389	宇津井村
390	堀廻村
392	大釜村
393	善桂寺村
395	石墨村
404	岩本村地券絵図
405	岩本村絵図

番号	地図名
407	邑楽郡谷越村
408	成島村絵図面
410	成島村絵図面
411	成島村絵図面
412	當郷村
413	當郷村
414	田谷村
415	田谷村
417	羽附村絵図
418	羽附村絵図
419	羽附村絵図
420	赤生田村絵図
421	赤生田村絵図
422	赤生田村絵図
423	新宿村
424	松原村
425	小桑原村絵図面
426	小桑原村絵図面
430	青柳村絵図四
431	青柳村絵図六
432	青柳村絵図一
433	青柳村絵図二
434	青柳村絵図七
435	青柳村絵図八
439	下三林村字引絵図
440	野辺村
443	高根村
444	高根村
446	日向村
447	日向村
448	日向村
449	日向村
452	岡野村絵図面

番号	地図名
445	多々良沼絵図面
450	多々良沼坪詰図
451	邑楽郡日向村一村拝借地

古文書解説 コーナー

主村方中下取締至閑事
金を拂へ名を在金を
事無儀を勿論は在金を
申あらわしのまは御用狀
佛々御用狀より事
村方忍入候事有り候事
申一對

公儀主事事不居候復
村方忍入候事有り候事
申一對

公儀主事事不居候復
村方忍入候事有り候事
申一對



〔寅藏ほか村方へ忍入らぬ様取締の旨地頭所御用状〕(文書番号8202-956、タテ18cm×ヨコ55cm、包紙有)

高山村(現藤岡市高山)で名主役を勤めた坂本家には、領主であった旗本筒井氏の政務を司る地頭所から、村宛に送られた御用状が数多く伝存しています。御用状とは書状の形式で旗本の指示や意向を村方に伝えた文書です。今回はこの御用状の中から、嘉永二年(一八四九)暮に起った江戸の筒井屋敷へ、高山村の農民が強訴した事件に関連した文書を取り上げます。

文書を読むと、当時使われていた独特な用語や用法に気付かれると思います。「知行所扱」とは追放刑の一種で、筒井氏の知行所内(領地)より追い払い、以後立入を禁止することです。「公儀」とは、幕府及び将軍家を意味します。「無念」とは江戸時代の法律用語で、予見できたのにも拘らず、不注意であつた場合に用いられます。本文五行目には一字あきの闕字と、七行目から八行目にかけては平出という改行して敬意を表す方法があります。解説に際してはこれららの用語や用法については辞典等の助けを借り、ただ事例を鵜呑みにするのではなく、文書の内容に即して解説することが肝要かと思われます。又、くずし字は本来一定のくずし方があります、筆勢によっては筆順通りではなかつたりします。「御」「候」「有」「可」「被」「者」等は、度々表情を変えて書き表されますので慣れることが大切です。

上掲文書の日付「戌十月」は、嘉永三年十月です。「企不埒之」とは、この事件の関連文書十通余を参考に見ると、寅藏以下高山村中下(他に上組あり)の農民等が、嘉永二年の暮に江戸の筒井屋敷の門前へ押し掛け、強訴に及んだのです。しかし、訴状の写などが残されていないため、強訴が何を理由に起つたのかは不明です。その後、首謀者寅藏は出奔し行方知れずとなり、最終的な処分では寅藏等は知行所私とされました。以後このような不祥事を引き起さ

ないように、村役人から他の組へも注意を怠らず、もし再び寅藏等が村内へ忍び込んで、他から露顕したならば、親類・組合・村役人までも罪は免れないで、理解しわきまえるようにと通達しています。

強訴の理由がはつきりしないだけに、様々な原因が想定できます。推論を導びくには、古文書を解説する理解力をつけることが必要ではないかと思われます。

(古文書課 横沢恭子)

【釋文】

其村方中下両組、去ル酉年

企不埒之有之、右ニ重立候

寅藏儀者勿論、弥次右衛門

外兩人之もの共、御知行所

扱被仰付候もの、万々一

村方忍入候儀も有之候而者、

第一對

公儀江重置不届ニ付、向後

村役人共者不及申、組々ニ而も

無油断心附、猥之儀無之様

可被相心得候、依之村役人共ら

其組々江急度可被申渡候、

若又右之もの共村方江

忍入候儀他ら於相知候二者、

其もの共親類組合者不及

申、村役人迄も無念之筋ニ

付、此段相達置条可
得其意事

戌十月

御地頭
用所(印)

惣代中

高山村
名主

組頭

閲覧室から

文書館の閲覧利用状況について

文書館の閲覧利用者は、開館翌年の昭和五十八年度では一日平均一・二人、一点であつたのに対し、平成六年度では六・〇人、三五・六点と五倍に増えています。また、平成六年度の閲覧利用者は、五九八人を資料職業別に整理すれば、次表のとおりです。

職業	資料	行政文書	古文書	県史資料
教育関係	二四人	八人	七人	
市町村関係	七人	四人	九人	
学生	四人	毛	三人	
会社員	三	三	三	
自営業等	一八	七	四	
農業	二	一		
団体	三	一		
無職等	一	一		
合計	七	四	三	
（全）	四〇	一	二	
（兎）	二五	一	一	
（三）	一			

これら閲覧者の利用目的についてみれば、おおよその次のように大別されます。

- ・自治体史等の学術研究利用
- ・古文書等の学習、解説練習
- ・歴史学等の学術研究利用
- ・学生のレポート、卒業論文作成
- ・地籍調査等

行政文書の利用の第一は、自治体史や

教育史等の編さんによるもので、以前は県の公文書が中心でしたが、近年は上毛新聞のマイクロフィルムの利用もさかんです。寄託・寄贈された古文書では、無

職の方の利用が圧倒的に多く、原文書に直接触れられることから、調査・研究等のほかに解説練習によく利用されていました。県史編さん資料については昨年度か

ら一部公開を始めたばかりですので、今後ますます閲覧利用が増えていくものと思われます。

このように閲覧利用者が増加している背景として、文書館側からみれば次の点が考えられます。

- ・閲覧スペースの拡大
- ・昼夜休憩の出納開始
- ・新聞、絵地図等のマイクロ化
- ・検索手段（件名・分類目録）の整備
- ・閲覧公開文書（受贈図書・県史編さん資料）の新規増加
- ・閲覧室開架図書の整備と充実

一方、利用者の側からみれば、生涯学習の中での古文書解説練習、地域の町や村など身近な歴史への関心の高まり、自治体史等の編さんとの進化などがあげられます。また、学術調査・研究など県外からの利用も増えています。徐々にではあります、文書館も市民権を得つつあることの表れかと思います。

当館では、歴史資料の保存利用機関として、親しみやすく開かれた文書館をめざして、職員一同努力しておりますので、皆さんも一度文書館に来て、自分の町や村の歴史、地名等について調べてみてはいかがでしょうか。ご来館とご利用をお待ちしています。

（金澤久美子）

炳魚の会だより

梅沢博幸

B両組共に「御用留」にしづつて系統的に学習に取り組んでいます。

（特別研修会）「松平藩日記」の目次

並びに索引作りも五年目となりました。

昨年は、創立十周年の記録を綴った「炳魚の会十年の歩み」の発刊や「石川

薰記念地域文化研究賞」の受賞と本会の歴史を飾る輝かしい年がありました。

（活動方針）この実績を踏まえ、さら

に充実した活動を続けることが本年度の基本方針といえます。現在の会員数は、

A組八十一人、B組百一人、合計百八十

三人の大所帯ですが、このうち約半数が

五年以上の会員歴を持っています。

（定期例会）和気あいあいとした雰囲気

ながら熱気のみなぎるこの会は、昨年に

引き続いだ飯塚家文書を教材とし、A・

B両組共に「御用留」にしづつて系統的に学習に取り組んでいます。

（館外研修）現地に歴史の息吹を尋ね、併せてお互の交流を深めようと、六月十

一日会員五十三名が桐生市で彦部家や近

代化遺産の探訪を実施しました。十月に

三人の大所帯ですが、このうち約半数が

五年以上の会員歴を持っています。

（会報）会員の研究論文や意見発表の

場として活用されている「炳魚の会だよ

り」も年々充実し、先日第二十五号の発

行を見ました。年四回の発刊予定です。

古文書同好会だより

宮内次郎

披露、女性会員の方に茶を点てて戴くなど盛大な会になりました。

また同じく年一度の研修会を三月に行

い、あいにくの小雨の中まず桐生市広沢

町延部家屋敷にて御当主より中世の貴重

本年度は新会員六名の方を迎える三月に十八名にて四月より学習に入りました。

学習内容は前年よりの新里村小野里家

文書慶応四年覚書を五月例会でひとまず打ち切りにし、六月よりの教材は会員各

位に資料を持ちよつて戴き各種の文書を

巾広く学習、あまり長文のものでなく三ヶ月から六ヶ月位で解説できる資料を選ん

で学習することになりました。

年間の活動としましては年一回懇親会

を前々会長の太田先生の御宅長興寺会館をお借りして十一月に開催致しました。

昼食を間に研究成果の発表、趣味特技の

りました。

（金澤久美子）

レフ・アレンズ

A Q A Q A Q A Q
A Q A Q A Q A Q
A Q A Q A Q A Q
A Q A Q A Q A Q

Q 「懸紙」という用語と書状の「脇付け」について教えて下さい。

A 一般的に書状類は、本体のみで相手方に渡すことはあまり例がなく、必ず本紙一枚の場合には白紙を添えます。これを礼紙（らいし）といいます。この礼紙を添付し、さらに、本体が直接見えないように包んで差し出しています。この場合、包んだ「紙」は本体と同一の料紙（りょうし）です。これを懸紙（かけがみ）と呼んでいます。懸紙と言う用語は、広義的には物体を包みこむ紙の総称です。また、懸紙と同義の意味で使用されるものに「包紙」（つつみがみ）があります。

さて、この懸紙については、さらに、「封紙」と「包紙」と使い分けている人もいます。前者の封紙は、原則的には本体と同じ料紙を用い、後者の包紙とは、受取者が文書の受取り後に関連文書等をまとめて保存整理したり、後日の忘備のために本体を別の紙等を使って包んだ紙そのものを指して呼ぶものです。そのため後者の場合は同一の料紙でなくても差し支えありません。この呼称について厳密に区別していたのは古文書学者の相田二郎氏でした。氏の「日本の古文書」（岩波書店刊）は後世の古文書研究者に影響を与えた名著です。そして、これらの懸紙を利用した「封」の方法には、幾通り

告 知 板

○企画展「広告にみる庶民のくらし—藤岡市坂本家資料を中心に—」（仮題）の

ご案内

展示期間 10月24日（火）～11月22日（水）

（～11月22日（水）

平成6年度に目録刊行された藤岡市高

山坂本計三家文書の特色の一つは、各種広告資料が多数残されているということです。今回の展示では、坂本家に残された広告資料を中心に、当館に所蔵されている広告資料等を展示し、庶民のくらしと広告資料との関わり、広告資料から読み取れる時代的な特色などを紹介します。

なお、11月5日（日）午後2時～4時に文書館三階研修室に於いて、電通企画開発局広告美術館設立推進室・学芸員中田節子氏をお招きし、記念講演会を開催いたします。

◎「群馬県行政文書件名目録」第7集の

発刊について

本目録は、「行政文書簿冊目録明治編」の分類項目の「勧業」にあたる簿冊五六四冊、件数七、二八三件を収録した件名目録です。基本的に簿冊目録の大項目とし、内容により中・小項目、細目を設定し、分類したものです。

明治期の勧業政策や産業の実態に関する調査研究等にご活用下さい。

◎「群馬県立文書館収蔵文書目録」13

藤岡市高山・坂本計三家文書(1)の発刊について

本目録は、坂本家に伝存した約一万五〇〇〇点余

の文書のうち、五九八四点を収録した分類目録です。分類は高山村名主文書・高山村戸長役場文書・美九里村役場関係文書・坂本家私的文書の四つに大きく分かれています。このうち絵びら・引札など多種多様な私的文章が多いのが特色です。

あ ゆ み



7・1・6 平成6年度第4回常設展
（～2月5日）

2・7 第5回常設展（～3月5日）

2・13 文書館運営協議会開催

『ぐんま史料研究』第4号
刊行

3・31 行政文書件名目録第7集
（明治期勧業編刊行）

2・28 群馬県立文書館収蔵文書目
録（13）刊行

3・7 第6回常設展（～4月9日）

3・31 行政文書件名目録第7集
（明治期勧業編刊行）

2・28 群馬県立文書館収蔵文書目
録（13）刊行

4・1 紀要「双文」第12号刊行
文書館運営協議会委員19名

4・24 文書館文書調査員23名委嘱
明治期地籍図マイクロ撮影
（～28日）

5・1 明治期絵図表具開始
古文書解説入門講座

5・13 古文書解説入門講座

4・24 明治期絵図表具開始
古文書解説入門講座

4・24 明治期絵図表具開始
古文書解説入門講座

5・13 古文書解説入門講座

4・24 明治期絵図表具開始
古文書解説入門講座

5・13 古文書解説入門講座

5・13 古文書解説入門講座

5・13 古文書解説入門講座

5・13 古文書解説入門講座

5・13 古文書解説入門講座

5・13 古文書解説入門講座

6・16 行政文書管理委任、引継、
収集作業開始（～7月3日）

6・29 公文書等保存専門講座（～

30日）